医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

（妊産婦モニタリング部分）

ＩＣＴを活用した産科医師少数地域に対する妊産婦モニタリング支援事業は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア．都道府県が行う事業

（ア）次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

イ．都道府県が補助する事業

（ア）次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| １．基準額 | ２．対象経費 |
| 1か所あたり  （1）支援側医療機関  22,359千円  （2）依頼側医療機関  1,243千円  ※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。 | 職員基本給  職員諸手当  非常勤職員手当  社会保険料  雑役務費  委託費（システム運用経費、システム保守経費）    ※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経費に限るものとする。  雑役務費、委託費（システム運用経費、システム保守経費） |